

令和7年度 伊佐市結婚新生活支援事業に関するQ & A

目次

Q 1 対象世帯に関すること

- Q 1-1 伊佐市に住民票がないと対象になりませんか。
- Q 1-2 市外で結婚して伊佐市に転入してきた場合、対象になりますか。
- Q 1-3 再婚の場合も対象になりますか。
- Q 1-4 子どもがいる場合でも対象になりますか。
- Q 1-5 親族が同居する場合は、対象になりますか。
- Q 1-6 申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。
- Q 1-7 日本国籍を有しない世帯も対象になりますか。
- Q 1-8 生活保護受給世帯も対象になりますか。
- Q 1-9 過去に別の市町村で補助を受けたことがあります対象になりますか。

Q 2 申請方法に関すること

- Q 2-1 申請はいつからできますか。
- Q 2-2 申請はどこでできますか。
- Q 2-3 申請書類は、どこで入手できますか。
- Q 2-4 郵送で申請できますか。

Q 3 所得に関すること

- Q 3-1 婚姻届受理証明書または戸籍謄本や所得証明書は、コピーでもいいですか。
- Q 3-2 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。
- Q 3-3 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでよいですか。無職の場合は不要ですか。
- Q 3-4 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。
- Q 3-5 最近伊佐市に移住してきました。所得証明書はどこから発行してもらうのですか。
- Q 3-6 夫婦の所得を合算したところ500万円を超えていますが、必ず対象外となるのでしょうか。
- Q 3-7 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいですか。
- Q 3-8 教育ローンの年間返済額は、所得から控除できますか。

Q 4 対象経費に関すること

【共通】

- Q 4-1 いつ支払った費用が補助の対象になりますか。
- Q 4-2 契約が婚姻前でも対象になりますか。
- Q 4-3 支払いが婚姻前でも対象になりますか。
- Q 4-4 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。
- Q 4-5 契約書がなくても対象になりますか。
- Q 4-6 「他の公的制度による家賃補助など」とはどういったものですか。
- Q 4-7 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可

能ですか。

Q 4－8 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

【取得・賃借】

Q 4－9 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。

Q 4－10 住宅取得費用及びリフォーム費用について、金融機関へのローン払いは対象になりますか。

【取得】

Q 4－11 住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。

Q 4－12 結婚前に住宅を購入（または新築）しましたが、対象になりますか。

Q 4－13 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することが出来ない場合どうなりますか。

【リフォーム】

Q 4－14 リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。

Q 4－15 結婚前にリフォーム工事を発注しましたが、対象になりますか。

Q 4－16 親が所有する住宅のリフォーム工事を行いたいと考えていますが、対象になりますか。

Q 4－17 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。

【賃貸】

Q 4－18 住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。

Q 4－19 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は対象になりますか。

Q 4－20 住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、対象になりますか。

Q 4－21 対象費用にアパートの駐車場代は含まれますか。

Q 4－22 社宅に住んでいますが、対象になりますか。

Q 4－23 公営住宅に入居している場合、対象になりますか。

Q 4－24 家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか。

Q 4－25 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象になりますか。

【引越し】

Q 4－26 引越し費用で対象となるものを具体的に教えてください。

Q 4－27 引越しの際のエアコン移設・設置費用は、対象になりますか。

Q 4－28 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越し費用は、対象になりますか。

Q 1 対象世帯に関すること

Q1-1 伊佐市に住民票がないと対象になりませんか。
A. 申請日に、夫婦ともに伊佐市に住所を所有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q1-2 市外で結婚して伊佐市に転入してきた場合、対象になりますか。
A. 婚姻を機に、伊佐市に転入してきた場合は対象になります。 ※申請日に、夫婦ともに伊佐市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q1-3 再婚の場合も対象になりますか。
A. 対象となります。 ただし、夫婦のどちらかが過去に伊佐市や他の市町村でこの制度による補助金を受けたことがある場合は対象外となります。
Q1-4 子どもがいる場合でも対象になりますか。
A. 対象になります。
Q1-5 親族が同居する場合は、対象になりますか。
A. 対象になります。 ※契約名義が夫婦いずれかで、かつ夫婦のいずれかが支払っていることが条件となります。
Q1-6 申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。
A. 婚姻日における年齢が39歳以下であれば対象となります。
Q1-7 日本国籍を有しない世帯も対象になりますか。
A. 対象となります。 ただし、在留資格や期間によっては対象とならない場合があります。
Q1-8 生活保護受給世帯も対象になりますか。
A. 対象となります。 ただし、本補助金の対象となる費用（住宅取得費、住宅賃借費及び引越し費用）について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受けている場合は、その部分については対象となりません。
Q1-9 過去に別の市町村で補助を受けたことがあります対象になりますか。
A. 対象になりません。

Q 2 申請方法に関すること

Q2-1 申請はいつからできますか。
A. 令和7年4月1日から申請の受付を開始します。 ただし、実際に婚姻され、住宅賃借費用や引越し費用などの対象費用の支払いを終え、必要書類がすべて揃った時点で申請が可能となります。
Q2-2 申請はどこでできますか。
A. 伊佐市企画政策課政策調整係（大口庁舎別館2階）で申請できます。
Q2-3 申請書類は、どこで入手できますか。
A. 伊佐市公式ホームページでもダウンロードが可能です。また、大口庁舎本館1階市民課及び菱刈庁舎1階地域総務課にて配布しています。
Q2-4 郵送で申請できますか。
A. 申請できます。書類に不備や不足があった場合は、担当者から連絡いたします。

Q 3 所得に関すること

Q3-1 婚姻届受理証明書または戸籍謄本や所得証明書は、コピーでもいいですか。
A. コピーで構いません。給与明細書などの提出が必要な場合も、コピーで構いません。
Q3-2 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか。
A. 源泉徴収票ではすべての収入を把握できない可能性があるため、必ず市町村が発行する令和7年度（令和6年分）の所得証明書を提出してください。
Q3-3 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでよいですか？無職の場合は不要ですか。
A. 所得がないことの証明にもなるため、就労状況に関わらず、必ず夫婦両方の所得証明書の提出が必要です。
Q3-4 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。
A. 申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の令和7年度所得証明書による所得の合算で判定します。
Q3-5 最近伊佐市に移住してきました。所得証明書はどこから発行してもらうのですか。
A. 令和7年度（令和6年中）の所得証明書は、令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村から発行されます。手続きの方法については、お手数ですが、令和7年1月1日時点で住所があった市区町村にお問い合わせください。
Q3-6 夫婦の所得を合算したところ500万円を超えていますが、必ず対象外となるのでしょうか。
A. 原則、所得の上限額を超えた場合は対象となりません。ただし、令和6年中（令和6年1月1日から12月31日）に貸与奨学金の返済をした場合は、所得合計額から令和6年中の返済額を控除し、500万円未満となった場合は対象となります。

Q3-7 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいですか。
A. 奨学金返還証明書により確認することが望ましいですが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額の確認をします。
Q3-8 教育ローンの年間返済額は、所得から控除できますか。
A. 出来ません。

Q4 対象経費に関すること

【共通】

Q4-1 いつ支払った費用が補助の対象になりますか。
A. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用が対象となります。
Q4-2 契約が婚姻前でも対象になりますか。
A. 住宅購入は婚姻日から遡って1年以内に取得したもの（引き渡し証明書等の提出が必要）、リフォームは婚姻日から遡って1年以内に実施（発注契約）したもの（契約書、請書の写しの提出が必要）は対象となります。
Q4-3 支払いが婚姻前でも対象になりますか。
A. 婚姻を機とした費用であれば、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用が対象となります。
Q4-4 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。
A. 要件を満たしていれば、補助上限額の範囲内で対象となります。ただし、申請は1回限りですのでまとめて申請してください。
Q4-5 契約書がなくても対象になりますか。
A. 住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用について、契約書等の書面を作成することなく支払った費用については対象となりません。
Q4-6 「他の公的制度による家賃補助など」とはどういったものですか。
A. 自治体による住宅リフォーム補助金（移住・住み替え促進事業補助金）などが該当します。ただし、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は対象となります。
Q4-7 住宅取得、住宅リフォーム費用の補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか。
A. 下記の補助制度との併用は不可です。ただし、住宅リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。 ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業 ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業

- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

Q4-8 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。

A. 振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。支払った方（口座名義人）や支払日、支払先、内訳、支払金額が確認できる書類が必要です。

【取得・賃借】

Q4-9 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。

A. 対象になります。

ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により、内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q4-10 住宅取得費用及びリフォーム費用について、金融機関へのローン払いは対象となりますか。

A. 対象になります。

ただし、ローン契約に基づくものに限る。また、融資金からハウスメーカー等に支払った場合は、金融機関へのローン払いのみが対象となります。

【取得】

Q4-11 住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。

A. 住宅取得費用は、購入費のみです。

土地購入代、住宅ローン手数料、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。

Q4-12 結婚前に住宅を購入（または新築）しましたが、対象になりますか。

A. 結婚前に取得した住宅については、婚姻日から遡って1年以内に取得したものが補助の対象となります。

Q4-13 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することが出来ない場合どうなりますか。

A. 不動産登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。

【リフォーム】

Q4-14	リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象となりません。
Q4-15	結婚前にリフォーム工事を発注しましたが、対象になりますか。
A.	結婚前に発注したリフォーム工事については、婚姻日から遡って1年以内に発注したものが補助の対象となります。
Q4-16	親が所有する住宅のリフォーム工事を行いたいと考えていますが、対象になりますか。
A.	婚姻する夫婦いずれかの名義でリフォーム工事を契約し、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合であれば、対象となります。 ただし、自治体などが助成するリフォーム補助金など他の公的制度による補助を受けている場合は対象になりません。
Q4-17	賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。
A.	対象になります。

【賃貸】

Q4-18	住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料です。 駐車場代（家賃と一体部分は除く）、物件の清掃代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。
Q4-19	婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は対象になりますか。
A.	対象になります。
Q4-20	住宅賃借費用について、婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、対象になりますか。
A.	いずれの場合も対象になりますが、対象となるのは以下のとおりです。 ■夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合 ⇒婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が対象になります。 （例）引越し費用と同居又は婚姻後の家賃・共益費 ■婚姻前から夫婦が同居している物件の場合 ⇒原則、婚姻後に生じた費用が対象になります。ただし、契約書等で婚姻を前提に同居していることが分かる場合は、同居開始後の生じた費用が対象になります。 （例）婚姻後の家賃・共益費 ※いずれの場合も令和7年4月1日以降に支払われたものに限りです。

Q4-21 対象費用にアパートの駐車場代は含まれますか。
A. 含まれません。 ただし、契約上、家賃が駐車場代相当分を含んだ金額となっている場合は、駐車場代相当分も対象となります。
Q4-22 社宅に住んでいますが、対象になりますか。
A. 対象になります。この場合、次の2種類の書類を提出してください。 ・賃借人が勤務先であることがわかるもの（賃貸借契約書など） ・申請者が勤務先に対して家賃相当額を支払っていることが証明できるもの（給与明細書など）
Q4-23 公営住宅に入居している場合、対象になりますか。
A. 対象になります。
Q4-24 家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか。
A. 家賃については事業期間内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の家賃を対象とするため、支払日が事業期間内であったとしても、事業期間外の家賃は対象外となります。 （例）令和8年4月分の家賃を令和8年3月に支払う場合は対象外。
Q4-25 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象になりますか。
A. 対象外になります。 このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書（様式第2号）又は給与明細書により、手当支給額を確認させていただき、当該金額を控除した金額を対象費用とします。 （例）55,000円（1ヶ月の家賃・共益費）-15,000円（1ヶ月の住宅手当）=40,000円（1ヶ月の補助額）

【引越し】

Q4-26 引越し費用で対象となるものを具体的に教えてください。
A. 引越しにかかった費用のうち、引越し業者や運送業者に支払った費用が対象です。 そのため、不用品の処分費用や、自身で荷物を運んだレンタカー費用等は対象になりません。
Q4-27 引越しの際のエアコン移設・設置費用は、対象になりますか。
A. 対象外になります。
Q4-28 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越し費用は、対象になりますか。
A. 対象になります。 ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用が対象となります。